

無形文化遺産保護条約における “Traditional Craftsmanship”

松山直子

はじめに

無形文化遺産の保護に関する条約（以下、無形文化遺産保護条約）のアジア太平洋地域の締約国であるグループIV¹⁾のうち、日本と韓国を除いたほとんどの国が、無形文化遺産保護条約の発効、もしくは条約への批准とともに、その領域内での対象案件把握、目録作成、研究などの実際の保護に向けた様々な取り組みが始まった。無形文化遺産の保護とは、国際的には新しい概念であり、多くの国が、無形文化遺産とは何か？伝統とは、無形の文化とは何か？形の無い文化遺産はいったいどこからどこまでのことを指すのか？また、その保護とは？という疑問からその取り組みが出発している。

本報告では、無形文化遺産保護条約において、それを明示する一つの分野である“traditional craftsmanship”について、それが何を示すのか、その概要と政府間委員会での“traditional craftsmanship”に関する議論の内容を整理することを目的とし、“traditional craftsmanship”の捉えかたの現状を明らかにすることで、今後の保護に資する調査研究の方向性を示すものとした。

1. “traditional craftsmanship”とは？

条約の上では、無形文化遺産のことを、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、コミュニティー、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう（無形文化遺産保護条約第二条第一項）」としている。そして、この無形文化遺産は「世代から世代へと伝承され、コミュニティー及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該コミュニティー及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである（同条約第二条第一項）」としているものの、無形文化遺産を明示する各分野について、日本の文化財保護法における「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史的又は芸術上価値の高いもの（同法第一章第二条）」や、韓国の文化財保護法における「演劇・音楽・舞踊・工芸技術等無形の文化的所産として歴史的・芸術的又は学芸的価値の大きいもの（同法第一章第二条）」²⁾といった、無形文化遺産として特定の分野における価値基準については明示していない。また、それぞれの分野が具体的にどのようなものを指すのか、上記の「無形文化遺産とは」に記される大まかな説明以外に、条文やその運用指示書にそれ以上の説明はない。「慣習、描写、表現、知識及

び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、コミュニティ、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」とは、その範囲が果てしなく、全ての無形の要素に該当するように思える。

無形文化遺産保護条約において、無形文化遺産を明示する一つの分野³⁾とされる、英語の“traditional craftsmanship”は、仏語では“les savoir-faire liés à l’artisanat traditionnel”とされ、一般的に日本語では「伝統工芸技術」⁴⁾として理解されている。語源的には、英語の“traditional”は、名詞“tradition”から派生した形容詞であり、原義を「先祖から引き渡された」とし、“traditional”は「伝統の」や「伝統的な」などと和訳される。“craftsmanship”に関しては、“craft”の原義は「力や熟練」であり、一般的に「(職人的な)技術、技巧」、「伝統的手工芸」などと和訳されるが、“craftsmanship”となると、「(職人の)技能、熟練」などと訳があてられる。一方、仏語の“les savoir-faire liés à l’artisanat traditionnel”は、英語と比べてやや説明的で、「伝統的工芸品と関係(関連)がある(している)専門的知識(あるいはノウハウや秘訣)」と和訳されるだろう。つまり、英語と仏語で若干のニュアンスの違いはあれども、英語の“traditional craftsmanship”、あるいは仏語“les savoir-faire liés à l’artisanat traditionnel”は、「伝統的な工芸品に関する(職人の)技能」などとなるだろうが、「伝統的工芸技術」という和訳でも差支えないので、本報告では一般的に使用されている“traditional craftsmanship”を「伝統工芸技術」と訳して進めていきたい。なぜなら、「技能」とは「あることを行うための技術的な能力。うでまえ。」を示し、「技術」とは一般的に、「物事を取り扱ったり処理したり、理論を実際に応用する際の方法や手段。また、それを行うわざ。」であるからだ。しかし、ここで注意しなければならないのが、日韓の文化財保護法で示す、「歴史上又は芸術上価値の高い」「工芸技術」とは大きな違いがあることだ。条約の無形文化遺産の定義と比較してもその点は容易に理解できるだろう。つまり、条約ではその価値については何らかの基準を設けることではなく、「無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること(同条約第一条(c))」であり、「関係のあるコミュニティ、集団及び個人の無形文化遺産を尊重すること(同条約第一条(b))」なのであって、最終的に「無形文化遺産を保護すること(同条約第一条(a))」が目的なのである。定義から解釈した“traditional craftsmanship”(以下、「伝統工芸技術」)は、それに関連する表現や知識や技能あるいは文化的空間をも含む「わざ」であり、「方法や手段」なのである。

しかし、無形文化遺産の各分野の境界は流動的で、当該コミュニティの解釈も様々である。例えば、あるコミュニティでは「儀式で唱える経」と捉えられている案件が、別のコミュニティでは「歌」と捉える場合がある。また一つの案件が複数の分野に当てはまる複雑な表現形式であることも多い⁵⁾。したがって、分野間で厳格な区分を設けることは得策ではなく、無形文化遺産保護条約の上記の目的とは合致しない。

UNESCO(国連科学教育文化機関)は、ノルウェー政府の支援により、こういった性質の無形文化遺産を説明する資料を発行し、条約の正しい理解や普及に努めている⁶⁾。ここに上げられる「伝統工芸技術」の説明について、内容を整理したい。

性質：無形文化遺産の中でも最も有形的側面が強い

伝統工芸技術とは：

- ・その製作にかかる技能や知識。
- ・製作にかかる技能は、その案件の数ほど多様であり、作業領域も繊細なものから荒いもの、複雑なものなど様々。
- ・具体的には道具、衣服、宝飾品、服飾、祭りや芸能の小道具、貯蔵容器、保存や移動や保護等の目的で使用される物、装飾芸術、儀礼用の物、楽器、家庭用品、玩具など、娯乐的また教育的に用いられる多くの表現。
- ・祭礼等に用いられる短期間の使用に限定されるものもあれば、家宝のように代々受け継がれていくものもある。

その保護とは：

- ・工芸品そのものの保存ではなく、職人が継続的に工芸品を創作し、彼らの技能と知識が、特に彼らのコミュニティー内で継承されていくことを奨励すること。
- ・それにかかる知識や技能が未来の世代へ継承されることを確保することで、コミュニティー内で工芸生産の継続、生産者が生計を立てられ、創造性を反映していくこと。

現状：

- ・大手多国籍企業であれ、地元の家内工業であれ、大量生産による日用必需品の生産は、手作業で生産されるものより安価で短時間の供給が可能なことが多く、多くの職人はこの競争に途惑う。
- ・森林破壊や開墾による主要な天然資源の供給の減少など、環境的、気候的な圧力による伝統工芸技術への影響。
- ・コミュニティーの若者にとっては、長い見習い期間を要し、多くのことを学ぶ必要のある伝統的形態の工芸に関わることは、あまりにきつく、代わりにそこまでの労力を必要とせず、給料の良い工場での仕事やサービス業などを探す。

問題：

- ・グローバル化による、その生き残りに重大な課題を抱えている。
- ・伝統工芸職人が家内工業として発展したとしても、その生産規模の増大は、環境に損害を与える原因となる恐れがある。
- ・社会情勢や文化的趣向の変化により、祭りや祝い事に必要な手の込んだ工芸品の生産は、より切り詰められた状態になるかもしれず、職人の創作活動の機会を減少させる原因となる恐れがある。
- ・工芸の伝統は、多くの場合によそ者には教えられない営業秘密があり、よそ者と共有することが伝統を乱すが故に、家族やコミュニティーの人に学ぶ関心がなければ、知識が消滅する危機にある。

保護に資する取り組み例：

- ・昔からのやり方や徒弟システムを補強し強化する実証されたやり方として、学生と教師に

報奨金を提供し、双方にとって知識の伝承をより魅力的なものにする。

- ・市場を新設すると同時に、工芸品を販売する地域の伝統的な市場も強化できる。
- ・都市化や工業化に応じて、グローバルな消費文化を占拠する多くのハイテク商品の代替品として、世界中の多くの人々が、職人の蓄積された知識と文化的価値の染み込んだ手作りのものを楽しむ傾向もある。
- ・原材料が木材である伝統工芸は、樹木を移植することで、その被害を補うことができる。
- ・資源を集めつつ環境保護を確保するため、コミュニティへのアクセスの権利を法的措置として講じる必要もあるだろう。
- ・知的財産保護や特許もしくは著作権登録のような法的措置も、伝統的模様や工芸品からコミュニティが利益を得る助けとなるだろう。
- ・時に、他の目的の法的措置が工芸生産の奨励にもなる。例えばビニール袋の無駄遣いについての地域条例など、手作りの紙袋や草を織って作った容器等の市場を活性化し、伝統工芸技術や知識の成長が認められる。

以上のことから、「伝統工芸技術」が何であるか、詳細な区分や対象は明確にせず、それが文化的要素や職人の創造性、持続可能な生産消費サイクルについて提案するものであることが理解できる。また伝統といたつとも、保護に資する取り組み例から、昔からの手法に固執せず、持続可能な開発と保護の両立を目指すものであることも読み取れる。さらに、実質的に文化財を保護する法制度のみならず、様々な側面からの法整備が有効であることの説明も興味深い。このような性質や現状を十分理解した上で、当該案件の製作技術や技能、それに関する知識のみならず、それを取り巻く文化と環境にも目を向けた「伝統工芸技術」であることが無形文化遺産保護条約におけるこの分野の特徴といえるだろう。

2. 「伝統工芸技術」に関するこれまでの議論

さて、このような無形文化遺産保護条約における「伝統工芸技術」の、ある意味で広範囲で理想的な捉え方がある一方、条約の「締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する（同条約第十二条第三項）」とし、ユネスコへの推薦案件も各国それぞれの選考方法をとっている。日本⁷⁾は国指定一覧の重要無形文化財、重要無形民俗文化財、選定保存技術のそれぞれから、指定の時期が早いものから順に選定していく方法を取り、中国も国家級非物質文化遺産目録から、韓国は重要無形文化財（国家指定）と地方重要無形文化財（地方指定）に登録されている案件からユネスコへの推薦案件を公募申請ができる方法をとった。これら、既存の国指定あるいは地方指定一覧と、無形文化遺産保護条約の無形文化「財」あるいは「遺産」の定義は、先にも述べた通り根本的な違いがあるが、ユネスコの無形文化遺産一覧に各国からの推薦案件を記載すべきかどうか、その予備審査にあたった委員会⁸⁾ 補助機関からの意見や政府間委員会での議論について振り返ってみたい。まず、第四

回政府間委員会⁹⁾において、「補助機関から代表一覧に記載審査の際に、生きた、常に変化する性質をもつ無形文化遺産は、現代生活の需要に適応するため、時間や空間により変化する。例えば、製作手法の近代化、機械化や電力の使用が、案件が無形文化遺産としての先験的な資格がないものとするのではなく、特に工芸技術において、人間的要素の強調を残したまま要件に応じ、関係するコミュニティの強い望みを尊重するふさわしい機械化であれば、その限りでない。しかし補助機関は、案件の製作工程での機械化の度合いについて、申請書審査の際に状況に応じ評価する必要があることを考慮する」¹⁰⁾と報告された。ここで重要な点は、無形文化遺産という以上、「文化遺産」としての「普遍的な価値」¹¹⁾があると解釈されがちな概念がある一方で、無形のこれらが「常に変化する」性質であるため、価値基準を定めることが矛盾や形骸化を招くものである点だ。そのため、無形文化遺産の代表一覧表や緊急保護一覧表の記載基準として、案件の価値に関する記載基準はなく、それらの保護措置が図られていることや、当該案件の関係者等の同意を得て提案されていることなどがその記載基準となっている¹²⁾。また、「特に工芸技術において、人間的要素の強調を残したまま要件に応じ、関係するコミュニティの強い望みを尊重するふさわしい機械化であれば、その限りでない」という点も注目すべきだろう。各国が法制度の立案に際し、近代化への対応や「常に変化する」性質の文化遺産を保護する内容が盛り込まれるべきであり、また当該案件に長年関わってきたコミュニティの意見を尊重することを確保することが、無形の伝統工芸技術の保護において重要となる。次に、「無形文化遺産の意識向上に関する運用指示書の草案で、無形遺産に関連した広報活動について、無形文化遺産関連の文化的商品とサービスの広報活動や貿易は、そのような遺産の重要性について意識向上とその技術保持者の収入をもたらす。それらは遺産と習慣を保持するコミュニティの生活水準や地域経済を向上させ、社会の結束にも資する。さらには、実演家や保持者の就職の機会を増やし、彼らの無形文化遺産の存続を確保することに必要な、知識や技能の伝承に貢献することもできる。本、映画、ビデオ、音楽記録、工芸、楽器、伝統衣装の製作、祭りや縁日の企画、観光客を歓迎することは、無形文化遺産についての意識を高め、収入をもたらす、経済開発の持続可能なモデルをはぐくむ」¹³⁾と、広報活動を通じた、意識喚起、関係するコミュニティや個人の自立や収益向上による、保護の仕組みの活性化について提案され、その具体的な手法についても共有された。文化財の保護と産業としての振興を切り離して「保護」を考えるのではなく、その両方の面を考慮した、伝統工芸技術の生産、販売、消費の循環があつてこそ、人々の暮らしや伝承までを含めた「保護」に資する取り組みといえる、広義な「保護」の捉え方であることが理解できる。最後に、無形文化遺産の一覧表が作成される、2回目¹⁴⁾の審査にあたった政府間委員会の補助機関は、「各国から推薦のあつた伝統工芸技術に関する案件の審査にあたって、ある場合において手工芸の技術上の説明が強調され過ぎであると注意があつた。締約国に、社会的機能や習慣的行為の意味について焦点を当てつつも、技術的な記述についても軽視しないように求める。」¹⁵⁾と、実際の一覧表への記載を審議する場にあつて、伝統工芸技術の「テクニカル」な意味での「技術」の記載に傾注するのではなく、社会的、文化的な、より広義な「技術」の捉え方が必要であることを、推薦国に注意を促す内容の議論があつた。

3. 「伝統工芸技術」の研究手法

さて、このような無形文化遺産保護条約ならでは「伝統工芸技術」の新たな捉え方には、保護に役立つ調査や研究手法にも、新たな視点が必要だろう。「保護のための他の措置」として、「無形文化遺産、特に危険にさらされている無形文化遺産を効果的に保護するため、学術的、技術的及び芸術的な研究並びに調査の方法を促進すること。（同条約第十三条(c)項）」とあるが、伝統工芸技術に関しては、多くの地域で今でも人々の日常生活において切っても切れない存在のものであり、芸術的に価値の高い工芸品そのものは博物館等で保管されるにしても、そうでないものは日常的に使い古され、どこで、誰がどのように作っているかが分からないまま消えていき、存在していたことも忘れられ、それが保護の対象だとは思われにくい要素を非常に多く含んでいる。そのため、各地で口承による技術の伝承が行われてはいるものの、研究対象と捉えられにくい傾向にあり、学術的、技術的記録は非常に少ない。また、環境や需要の変化とともに、技術が容易に変化する傾向にあり、芸術的価値もそれとともに絶えず変化している。冒頭でも記したが、無形文化遺産の保護とは、国際的に新しい概念であり、その調査研究手法もそれぞれの分野に適した方法で開拓していく必要がある。

これまでの伝統工芸技術に関する議論や、先の説明から、この分野における調査研究とは、①製作工程及び技術的研究、②文化史的研究、③人文及び自然科学的研究、④伝統産業振興、といった側面や領域を考慮した手法が有効だろう。また、その際に刻々と変化していく性質をもつ無形文化遺産として、やはり現状をできるだけ詳細な記録をとることが大切だろう。具体的には、環境や人々の生活習慣の変化により、工芸品とそれを作る道具の原材料は変化する。原材料が変化すれば、それを扱う道具が変化する。また原材料と道具の変化により、技術や技能が変化し、知識や文化が変化する。無形文化遺産として「伝統」や「文化」を考える際、それがあ地域から伝播され、いかにその土地の気候、風土、歴史、環境に合わせて変化していき、形を変えてきたかということが重要になるのであろう。また、その変わってきた歴史こそがその地の文化であり、はたまた文明を築いてきたのであろう。その保護を目的とした場合に、伝統的な原材料や道具や手法を固持して、形骸化した文化を守り続けるのではなく、“tradition”の原義である、「先祖から引き渡された」という軸があってこそ、これら変化に対して「人間的要素の強調を残したまま要件に応じ」という無形文化遺産としての伝統工芸技術の保護のあり方があると考えられる。そして、無形文化遺産を指定することによって強制的に当事者に保護の義務を与えるのではなく、こうした持続可能な保護のあり方を提案することが無形文化遺産の保護を目的とした研究において重要だろう。

おわりに

本報告では、無形文化遺産保護条約における伝統工芸技術に焦点をあて、英語の“traditional craftsmanship”及び仏語の“les savoir-faire liés à l’artisanat traditionnel”の意味や、UNESCOの伝統工芸技術分野の説明とこれまでの議論について整理した。そのことにより、無形文化遺産保護条約における伝統工芸技術が何であるか、現段階の情報を整理したものであるため今後変更する可能性は

あるが、多少なりとも明らかにすることができたであろう。また、本報告の内容は、UNESCOの無形文化遺産保護条約の枠組みにおける伝統工芸技術と、日本や韓国の重要無形文化財との対比を中心としたものであり、筆者が民俗技術の理解が不十分であるため、この視点に欠けていたことをお断りしておく。しかし、この分野の研究は始まったばかりであり、今回整理した内容をもとに、民俗技術等その他の分野、あるいは伝統的工芸品産業の振興に関する法律や地方条例との対比も含め、実際に様々な手法を組み合わせる調査研究を行っていくことこそが、重要な課題である。それと同時に、各地の全般的な保護の取り組みとともに、特定の案件を対象に試験的な調査研究を実施していくことも忘れてはならない。

《注》

- 1) 2011年1月26日現在、無形文化遺産保護条約締約国134カ国のうち、グループ4に属するアジア太平洋諸国の締約国は、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、北朝鮮、フィジー、インド、インドネシア、イラン、日本、キルギスタン、ラオス、モンゴル、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、スリランカ、トンガ、バヌアツ、ベトナムの23カ国である。
- 2) 文化財保護関連法令データベース作成委員会文化財保護関連法令データベース，大韓民国文化財保護法第一章第二条。参照日：2011年3月10日，参照先：文化財保護関連法令集：<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/HTML/korea/korea01j.html>
- 3) 無形文化遺産保護条約第二条二に、「無形文化遺産」は、特に次の分野において明示される。とし、
 - (a) oral traditions and expressions, including language as a vehicle of the intangible cultural heritage (口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。))
 - (b) performing arts (芸能)
 - (c) social practices, rituals and festive events (社会的慣習、儀式及び祭礼行事)
 - (d) knowledge and practices concerning nature and the universe (自然及び万物に関する知識及び慣習)
 - (e) traditional craftsmanship (伝統工芸技術)
 の5つの分野が明記されている。
- 4) 無形文化遺産保護条約第二条第二項。一般的にTraditional Craftsmanshipは外務省の訳文である「伝統工芸技術」が使用されることが多い。
- 5) 松山直子 2010「アジア太平洋地域の無形文化遺産一代表一覧表記載案件の分類と専門機関の役割」『無形文化遺産研究報告』第4号 東京文化財研究所無形文化遺産部
- 6) UNESCO. “Intangible Cultural Heritage Domains.” Intangible Cultural Heritage 14-15.
- 7) 日本からの推薦案件は、文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会で審

議。

8) 無形文化遺産保護条約第七条委員会の任務、

(g) 締約国が提出する次の要請について、検討し並びに委員会が定め及び締約国会議が承認する客観的な選考基準に従って決定すること。

(i) 第十六条、第十七条及び第十八条に規定する一覧表への記載及び提案

(ii) 第二十二条による国際的な援助の供与

9) 無形文化遺産保護条約第4回政府間委員会は2009年9月28日～10月2日までアラブ首長国連邦の阿布ダビにおいて開催された。

10) 無形文化遺産保護条約 第4回政府間委員会

“Subsidiary Body for Examination of Nominations to the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity – Report by the Rapporteur”

ITH-09-4.COM-CONF.209-INF.6-EN.doc

Meeting of 11 to 15 May 2009

27. The Subsidiary Body also pointed to the living, and thus ever-changing, nature of intangible cultural heritage, which could change in time and space in order to adapt to the needs of contemporary life. For example, the modernization of production methods, mechanization and electrification would not be regarded as *a priori* disqualifying an element of intangible cultural heritage, particularly as regards craft practices, as long as the requirements were met that emphasis remained on the human factor of the element and that mechanization duly respected the aspirations of the communities concerned. The Subsidiary Body considered, however, that the degree of mechanization in the production of the element must be appraised case by case when the files were being examined.

11) 世界遺産保護条約の評価基準とされる「顕著な普遍的価値（段落49-53）」や、日本の文化財保護法において、有形・無形とも、「文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」、あるいは有形で示す「学術上価値の高い歴史資料」等、文化遺産や文化財というと一般的に高い価値があるものと見なされる傾向にある。

12) 無形文化遺産保護条約 運用指示書 第一章一. 「緊急保護一覧表記載基準」及び同章二. 「代表一覧表記載基準」。原文は、

1. In nomination files, the submitting State(s) Party(ies), is (are) requested to demonstrate that an element proposed for inscription on the Urgent Safeguarding List satisfies all of the following criteria

U.1 The element constitutes intangible cultural heritage as defined in Article 2 of the Convention.

U.2 a. The element is in urgent need of safeguarding because its viability is at risk despite the efforts of the community, group or, if applicable, individuals and State(s) Party(ies) concerned;

Or b. The element is in extremely urgent need of safeguarding because it is facing grave

threats as a result of which it cannot be expected to survive without immediate safeguarding.

U.3 Safeguarding measures are elaborated that may enable the community, group or, if applicable, individuals concerned to continue the practice and transmission of the element.

U.4 The element has been nominated following the widest possible participation of the community, group or, if applicable, individuals concerned and with their free, prior and informed consent.

U.5 The element is included in an inventory of the intangible cultural heritage present in the territory(ies) of the submitting State(s) Party(ies), as defined in Articles 11 and 12 of the Convention.

U.6 In cases of extreme urgency, the State(s) Party(ies) concerned has(have) been duly consulted regarding inscription of the element in conformity with Article 17.3 of the Convention.

2. In nomination files, the submitting State(s) Party(ies) is (are) requested to demonstrate that an element proposed for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity satisfies all of the following criteria:

R.1 The element constitutes intangible cultural heritage as defined in Article 2 of the Convention.

R.2 Inscription of the element will contribute to ensuring visibility and awareness of the significance of the intangible cultural heritage and to encouraging dialogue, thus reflecting cultural diversity worldwide and testifying to human creativity.

R.3 Safeguarding measures are elaborated that may protect and promote the element.

R.4 The element has been nominated following the widest possible participation of the community, group or, if applicable, individuals concerned and with their free, prior and informed consent.

R.5 The element is included in an inventory of the intangible cultural heritage present in the territory(ies) of the submitting State(s) Party(ies), as defined in Articles 11 and 12 of the Convention.

13) 無形文化遺産保護条約 第4回政府間委員会

Item 6 of the Provisional Agenda: Draft Operational Directives on Raising Awareness about Intangible Cultural Heritage

ITH-09-4.COM-CONF.209-6-EN.doc

ANNEX: Commercial activities related to intangible heritage

17. Commercial activities and trade in cultural goods and services related to intangible cultural heritage can raise awareness about the importance of such heritage and generate income for its practitioners. They can contribute to improving the living standards of the communities that bear and practice the heritage, enhance the local economy, and contribute to social cohesion. Besides creating job opportunities for practitioners and bearers, they can also contribute to the

transmission of the knowledge and skills necessary for ensuring the viability of their intangible cultural heritage. The production of books, films, videos, music recordings, crafts, musical instruments, traditional clothes or the organization of festivals, fairs and the welcoming of tourists can raise awareness about intangible cultural heritage, generate income and support a sustainable model of economic development.

14) ここでは人類の口承及び無形文化遺産の傑作の宣言を受けていた案件を含めず、実質上の政府間委員会の補助機関が審査にあたった第5回政府間委員会を2回目の審査とする。

15) 無形文化遺産保護条約 第5回政府間委員会

ITH/10/5.COM/CONF.202/6

When examining nominations relating to handicrafts, the Subsidiary Body noted in some cases that too much emphasis was put on the technical description of the handicraft. It invites States Parties to focus the description on the social function and meaning of the practice without, however, neglecting the technical description.

[Summary]**“Traditional Craftsmanship” in UNESCO 2003 Convention
(Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)**

MATSUYAMA Naoko

Most of the countries within the Asia Pacific Region, which belongs to Group IV of the State Parties to the UNESCO 2003 Convention, have only started to take various measures for safeguarding intangible cultural heritage, such as to survey the items within their territory, to make inventories of intangible cultural heritage and to conduct detailed research, after the Convention went into force or after they ratified the Convention. Since “safeguarding intangible cultural heritage” is a new concept from an international point of view, before taking actual measures, these countries began to ask such questions as: what is intangible cultural heritage, what is tradition, what is intangible culture, what is the extent to be covered in intangible cultural heritage which does not have form, and how can it be safeguarded?

This paper aims to clarify the current understanding of “traditional craftsmanship”, which the Convention states as being one of the domains in which intangible cultural heritage is manifested, by reviewing the discussion of the Intergovernmental Committee meeting. Furthermore, it intends to indicate the future course of research that would contribute to the safeguarding of “traditional craftsmanship”.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage
Number 5
2011

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第5号

平成23年3月26日印刷

平成23年3月31日発行

編 集	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 『無形文化遺産研究報告』編集委員会	
編集委員	無形文化遺産部長 無形文化財研究室長 音声・映像記録研究室長	宮田 繁 幸 高 桑 いづみ 飯 島 満
発 行	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 〒110-8713 東京都台東区上野公園 1343 電話 03 (3823) 2241	

© 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所 2011

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo